

外貨定期預金

平成28年1月4日現在

1. 商品名	・外貨定期預金
2. 商品概要	外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうちあらかじめ預金の期間を定め、原則として10万米ドル以上、10万ユーロ以上の場合、その期間中は払出の要求に応じないことを条件としている預金です。
3. 預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
4. 販売対象	当金庫にご本人名義の円普通預金、円貯蓄預金または円当座預金をお持ちの、個人・法人とします。ただし、居住者（注1）の方に限ります。
5. 受付時間	米ドル建て：10：00～14：00 ユーロ建て：11：00～14：00までとさせていただきます。
6. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 ● 自動継続方式（元利継続型）のお取り扱いとなります。 ● 自動解約方式のお取扱いはできません。 ＊ 元利継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 ＊ 自動解約方式：元利金をあらかじめ指定された同じ通貨の外貨普通預金口座、または円指定口座に入金する方式です。
7. 預入 (1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括預入です。 ● 円貨で預入の場合、円指定口座からの振替のみのお取り扱いです。 ● 外貨で預入の場合、同じ通貨の外貨普通預金口座からの振替のみのお取り扱いです。 ● 円貨と外貨が混在する場合、同じ通貨の外貨普通預金口座を通じてのお取り扱いとなります。 ● 米ドル現金・米ドルT/Cによる預入は米ドル普通預金口座を通してのお取り扱いとなります（ユーロ現金・ユーロT/Cによる預入はできません）。なお、米ドル普通預金口座への米ドル現金・米ドルT/Cによる預入には別途手数料を頂戴します。
(2) 最低預入額	2,000米ドル以上、2,000ユーロ以上。
(3) 預入単位	1補助通貨単位（米ドル、ユーロともに1セント単位）まで預入可能。
(4) 預入通貨	米ドル、ユーロ。
8. 払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日以後に一括して払出します。 ● 元利金とも円指定口座に入金、または元利金とも同じ通貨の外貨普通預金口座に入金します。 ● 米ドル現金による払出は米ドル普通預金口座を通してのお取り扱いとなります（米ドルT/C・ユーロ現金・ユーロT/Cによる払出はできません）。なお、米ドル普通預金口座からの米ドル現金による払出には別途手数料を頂戴します。
9. 利息 (1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 預入時の利率を満期日まで適用します。 ● 利率については、窓口にお問い合わせください。 ● 書替継続日における外貨定期預金の店頭表示利率を適用します。
(2) 自動継続後の適用利率	
(3) 利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(4) 計算方法	付利単位を原則1通貨単位とし、1年を365日とする日割計算。

<p>10. 税金について</p>	<p>(個人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> お受取利息には、源泉分離課税（国税15%、地方税5%）の税金が適用されます。 <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります（なお、マル優はご利用できません）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p>(法人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合課税。 <p>※詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>11. 手数料および適用相場</p>	<p>お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</p> <p>詳しくは「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</p>
<p>12. 付加できる特約事項</p>	<p>ございません。</p>
<p>13. 期日前解約時のお取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10万米ドル、10万ユーロ未満の場合、期日前解約はできます。 10万米ドル以上、10万ユーロ以上の場合、当金庫がやむを得ないものと認めた場合を除き、原則として期日前解約はできません。 期日前解約を行う場合には、預入日または書替継続日から期日前解約日までの適用利率は、期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
<p>14. 為替予約のお取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10万米ドル、10万ユーロ未満の場合はご利用になれません。 10万米ドル、10万ユーロ以上の場合はご利用になれます。 <p>なお、為替予約のご利用については、別途お申込が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入後、満期日の受取円貨額を、事前に確定させるために締結する為替予約であるため、締結した為替予約を使用し、満期日に当該外貨定期預金を解約することが条件となります。 <p>(預入相場を確定させる為替予約のお取り扱いはできません。)</p>
<p>15. お問い合わせ先</p>	<p>お取引店までお問い合わせください。</p>
<p>16. 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体</p>	<p>ございません。</p>
<p>17. その他参考となる事項</p>	<p>原則として、担保預金としてのお取り扱いはできません。</p>
<p>18. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営</p>

	<p>業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決をする方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>19. 留意事項</p>	<p>金融商品取引法の対象商品です。商品性については、あらかじめ契約締結前交付書面等で十分ご理解・ご承諾のうえ、お手続きください。</p>
<p>20. お申し込み時のご注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。 ● したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ● 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

（注1）居住者とは、日本に住所や居所を有し、活動している個人や法人をいいます。
また、国内円預金と同様、定められた手続きにより本人確認をさせていただきます。